

# 業 務 処 理 要 領

## 1 委託業務の内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 標本（サンプル）の抽出業務
- (2) 調査票の作成業務
- (3) 調査対象者への調査依頼業務
- (4) 調査の実施及び集計業務
- (5) 調査結果の取りまとめ業務
- (6) 報告書印刷業務（全体版及び概要版）

## 2 調査方法

- (1) 調査対象者は、「長野県内在住の満20歳以上の者」とする。標本の抽出については、県内各市町村の最新の選挙人名簿登録者の中から合計で2,000人を無作為に抽出する。抽出方法は、県が別途指示する。
- (2) 調査対象者の抽出に当たっては、業務受託者（以下「受託者」という。）が公職選挙法に規定する「閲覧申出書」を作成し県へ送付する。県は送付された「閲覧申出書」とともに市町村（選挙管理委員会）に対して依頼文書を送付する。その後、受託者は各市町村（選挙管理委員会）へ連絡し日程調整を行った上で、市町村（選挙管理委員会）に出向いて抽出作業を行う。
- (3) 調査の設問（本質問、補助質問合わせて概ね30問程度を予定）については、別途県が指示する。受託者は当該指示に基づき、調査票（お願い文書含む。）を印刷する。調査票はA4版（両面）の中綴じ製本（A3中央2箇所ホチキス留め）とする。印刷方法及び紙質等については、別途県と受託者で協議する。（作成・印刷代は受託者の負担とする。）
- (4) 受託者は、調査票に返信用封筒（長3：120×235mm）を同封して発送（郵便）する。発送用の封筒は角2（240×332mm）とする。なお、発送用封筒（2,000枚）は県が提供する。（返信用封筒代（紙質等は別途県と受託者で協議）、発送代、宛名等の印刷代は受託者の負担とする。）
- (5) 調査票の返送先は、長野県企画部生活文化課消費生活室とする。受託者は県に返送された調査票を順次回収するものとする。（返送及び回収に要する費用は受託者の負担とする。）
- (6) 受託者は、調査票発送以降、回答期限までの間に全調査対象者に対し、調査協力のお礼（回答未済の方に対しては督促の趣旨）のハガキを発送する。ハガキの文面内容及び発送期日については県が別途指示する。（ハガキ代、発送代、宛名及び文面の印刷代は受託者の負担とする。）※調査票、ハガキの発送に係る証拠書を県に提出すること。

## 3 集計・分析業務

- (1) 調査データは、「Microsoft Word、Excel」を使用して集計、保存するものとする。

- (2) 調査結果の集計及び分析は、神奈川県「消費生活に係る県民意識調査報告書」(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100548/p162573.html>)等に準じて行うものとする。

#### 4 調査等の報告

##### (1) 着手等

受託者は、「調査着手届」「調査実施日程表」「現場代理人及び主任技術者届」を、契約の日から5日以内に県に提出するものとする。

##### (2) 速報報告

受託者は、速報報告として、集計結果の概要をまとめた報告書各1部(A4版)及びそれを保存したCD-ROM1枚を、平成24年2月29日(水)までに県に提出するものとする。様式は県が別途指示する。

##### (3) 最終報告

受託者は、最終報告として、最終的な集計及び分析の結果をまとめた報告書各1部(A4版)及びそれを保存したCD-ROM1枚を、平成23年3月12日(月)までに県に提出するものとする。

##### (4) 報告書の印刷

県は、最終報告書を確認し、受託者に対し報告書(全体版及び概要版)の印刷を指示する。受託者は平成23年3月28日(水)までに印刷した全体版及び概要版の報告書各200部を県に納品(印刷原稿の電子データ含む)するものとする。

なお、印刷物の仕様は次のとおりとする。

全体版(単色刷り):表紙(色上質紙 特厚)、間仕切り紙(色上質紙 厚口 5枚程度)、通常印刷部分(上質紙 44.5キロ 200ページ程度)

概要版(2色刷り):全体(コート紙 135キロ 16ページ程度)

##### (5) 経費の負担

上記(2)～(4)にかかる経費は受託者の負担とする。

#### 5 その他

- (1) 調査対象者への調査書等の発送は、定形外郵便物(重さは1件当たり50g超100gまでとする。)で行うものとする。

- (2) 返送は、料金受取人払(郵便)によるものとし、定形郵便物(重さは1件当たり25g超50gまでとする。)で行うものとする。

郵便事業(株)に対する料金受取人払の申請(請求)は県が行い、支払は受託者が直接行うものとする。(県は、郵便事業(株)から送付された請求書(宛名:長野県)を受託者へ送付し、受託者は指定期日までに支払う。)

- (3) 参考までに、県政世論調査(県広報県民課実施)の最近の調査票の回収率は、次のとおりとなっている。

- 平成 23 年度 (69 問) : 60.3%
- 平成 22 年度 (69 問) : 61.3%
- 平成 21 年度 (69 問) : 62.0%

(4) 受託者は、調査に当たり収集した個人情報等を本調査の目的に使用する以外に使用してはならない。また、電磁的記録及び出力リスト等は保存期間経過後、速やかに消去又は焼却などの方法により処分する。処分結果については、県に書面（様式任意）により報告するものとする。

なお、個人情報の取扱いについては、長野県個人情報保護条例（平成 3 年 3 月 14 日条例第 2 号）の規定及び「個人情報取扱特記事項」（別紙）を遵守するものとする。

(5) この要領に定めのない事項については、県と受託者が協議の上決定するものとする。

(別紙)

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

(持ち出しの禁止)

第4 個人情報が記載された資料等を委託者の許可なく指定された場所以外に持ち出してはならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止に努めるとともに、受託者は個人情報の適正な管理をするために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、複写及び複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 委託者の承諾のあるときを除き、個人情報を取り扱う業務は自らがを行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還)

第9 この契約による業務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者等が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(指示等)

第10 委託者は、業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受託者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の報告対応)

第11 受託者は、個人情報の取扱いについて違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。